

## 深谷市ブロック塀撤去等補助金交付要綱

平成30年9月21日【市長決裁】

(趣旨)

第1条 この要綱は、塀の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等を撤去し、又は撤去した範囲に新たに塀を築造する場合に要する費用の一部を、予算の範囲内で補助金を交付することについて、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）の道路、建築基準法（昭和25年法律第201号）で規定する道路又はそれらに類する道路をいう。

(2) 危険なブロック塀等 市内にあり、道路等に面したコンクリートブロック造、組積造の塀又は門柱で、高さが1.2mを超え、地震により倒壊する恐れのあるものをいう。

(3) 安全な塀等 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の基準を満たす塀、倒壊の防止について十分配慮された鉄筋コンクリート、コンクリートの基礎に緊結されたフェンス等をいう。

(4) 市内事業者 市内に本店、支店又は営業所を有する事業者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

(1) 撤去工事 危険なブロック塀等について、市内事業者が

基礎を含めて全て撤去する工事であること。

(2) 撤去築造工事 撤去工事した範囲内に、市内事業者が新たに安全な塀等を築造する工事（建築基準法上後退が必要な道路については、後退線まで後退するものとする。）であること。

（対象者の要件）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 危険なブロック塀等の存する土地の所有者又は管理者

(2) 市税を滞納していない者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業における撤去工事又は撤去築造工事に要する経費とする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 撤去工事 危険なブロック塀等の撤去工事に要した費用に2分の1を乗じた額又は撤去工事をした危険なブロック塀等の長さに1メートル当たり10,000円を乗じた額のうちのいずれか少ない額とし、10万円を限度とする。

(2) 撤去築造工事 危険なブロック塀等の撤去工事及び築造工事に要した費用に2分の1を乗じた額又は撤去工事をした危険なブロック塀等の長さに1メートル当たり10,000円を乗じた額と築造工事をした長さに1メートル当たり5,000円を乗じた額の合計のうちのいずれか少ない額とし、20万円を限度とする。

2 前項の補助金の交付額については、当該塀の長さに小数点第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てて算定する。

3 第1項の規定により算出した補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、深谷市地域防災計画に定める緊急輸送道路又は小中学校の通学路に面する部分については、撤去工事あつては15万円、撤去築造工事にあつては25万円をそれぞれ限度とする。

(補助金の申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事を始める前に、深谷市ブロック塀撤去等築造補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)
- (2) 撤去工事又は撤去築造工事を行う場所を明示した図面
- (3) 築造する安全な塀等の図面(建築基準法施行令に適合することが確認できる図面)(撤去築造工事を行う場合に限る。)
- (4) 補助対象となる塀が存する土地の所有又は管理を明確にできる書類
- (5) 撤去工事又は撤去築造工事の見積書の写し(補助対象となる塀の高さ及び長さを明示したもの)
- (6) 撤去工事を行う危険なブロック塀等の写真
- (7) 施工業者の本店、支店又は営業所の所在がわかる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、申請を行おうとする日の属する年度の2月末日までに申請し、かつ、補助対象事業における撤去工事又は撤去築造工事を当該年度の3月末日までに完了しなければならない。

(補助金の交付適合通知等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、この要綱に適合していると認めたときは深谷市ブロック塀撤去等補助金交付適合通知書(様式第2号)により、適合していないと認めたときは深谷市ブロック塀撤去等補助金交付不適

合通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 前条の規定により適合通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請内容等に変更があった場合は、深谷市ブロック塀撤去等補助金交付申請変更申請書（様式第4号）に当該変更に係る書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

3 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、深谷市ブロック塀撤去等補助金交付申請取下届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、深谷市ブロック塀撤去等補助金完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

（1） 撤去工事又は撤去築造工事の工事中の写真及び完了写真（撤去築造工事にあつては、建築基準法施行令に適合していることがわかる写真）

（2） 補助対象事業に要した費用の内訳書

（3） 補助対象事業に要した費用の領収書の写し

（4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第11条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、補助対象事業が適正に行われたと認めるときは深谷市ブロック塀撤去等補助金交付決定通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、深谷市ブロック塀撤去等補助金交付請求書（様式第8号）に、前条に規定する通知書の写し及び振込先の申請者名義の通帳の写しを添え

て、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の制限)

第13条 補助金の交付は、一敷地につき1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、深谷市住宅耐震診断補助金交付要綱、深谷市木造住宅耐震化補助金交付要綱、深谷市耐震シェルター等設置補助金交付要綱のいずれかの補助金の交付決定の通知を受けているときは、補助金の交付は行わない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、深谷市ブロック塀撤去等補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助金の交付決定を取消することができる。

(補助金の返還)

第15条 補助対象者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第16条 補助金の交付を受け、撤去築造工事により安全な塀等を築造した者は、当該工作物を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

(実地調査)

第17条 市長は、状況に応じて必要と認める場合は、補助対象事業に係る実地調査を行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。